



「こどもみらい住宅支援事業」における補助要件等の確認 及び住宅取得者への丁寧な説明のお願い

国土交通省住宅局

現在、国土交通省では、「こどもみらい住宅支援事業」を実施しております。
本事業においては、住宅事業者が事業者登録後に着工された住宅であること等の要件がありますので、下記の点についてお願いいたします。

1. 事業者登録、補助要件等の確認のお願い

住宅事業者の事業者登録前に着工された住宅については、新築、リフォームを問わず、補助対象としておりません。このことも含めて、本事業の補助要件については事務局ホームページ (<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>) にて十分確認をお願いいたします。

2. 住宅取得者等に対する丁寧な説明の徹底のお願い（特に新築分譲住宅）

本事業の補助要件については、住宅事業者から住宅取得者等に対し、契約締結前に丁寧な説明がなされることが必要です。新築分譲住宅の販売を行う事業者は、住宅取得者に対し、当該住宅が本事業の補助対象となるかどうかについて、特に丁寧な説明を行っていただくようお願いします。

変更の届け出は30日以内をお願いします！

「宅地建物取引業者は、下記に掲げる事項について変更があった場合においては、30日以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない」（宅地建物取引業法第9条）とされています。

下記届出必要事項に変更が生じた場合は、必ず変更が生じた日から30日以内に県に届け出をしていただき、併せて協会へのお届けをお願いいたします。

⑩ 県への届出書類は、提出前に証明書等の添付書類も含めて全てコピーをお取りください。

✓ 県または中部地方整備局への届け出が必要な変更事項

- ① 商号または名称 ② 代表者 ③ 法人の場合は役員 ④ 政令使用人
⑤ 事務所の名称及び所在地 ⑥ 専任宅地建物取引士

✓ 協会に届け出が必要な変更事項

上記①～⑥に加え、TEL・FAX・メールアドレス、代表者・政令使用人・専任宅地建物取引士の住所

*届出書式は三重県本部ホームページよりダウンロードしていただくことができます。書類の送付が必要な方は事務局までご連絡ください。

令和4年地域安全・暴力追放三重県民大会のご案内

❖ 日時 令和4年10月6日(木) 13:00~16:00

❖ 場所 三重県総合文化センター 大ホール

(津市一身田上津部田 1234 Tel 059-233-1111)

❖ 概要 第1部/式典(防犯功労表彰・大会宣言等) 13:00~13:50

第2部 14:00~16:00

○基調講演 警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策補佐 高濱 将一 氏

○地域安全・暴力追放協賛アトラクション

三重県警察音楽隊・特殊詐欺被害防止寸劇

❖ 主催 (公社)三重県防犯協会連合会・(公財)暴力追放三重県民センター・三重県警察

❖ お申込み 参加をご希望の方は、9月13日までに三重県本部事務局までお電話ください。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。